明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（四五）　三
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（四六）　一〇

〔政　令〕
○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（二〇五）　一五

〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**六〇）　一六
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九六）　一六

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一四六～一四八、一五〇、一五一）　二〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一四九）　二二
○厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件の一部を改正する件（**厚生労働**二一五）　二三
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**三〇）　二四

〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　二五
令和六年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　二六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（法律第四五号）（経済産業省）

一　産業競争力強化法の一部改正

1　認定外部経営資源活用促進投資事業者に係る投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例の拡充

認定外部経営資源活用促進投資事業者は、組合契約において、各当事者が共同で、外国法人（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。）のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律第二条第一四項に規定する暗号資産をいう。）の取得及び保有（経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）の事業を営むことを約することができることを追加することとした。（第一七条の二関係）

2　特定新需要開拓事業活動の促進

特定新需要開拓事業活動計画の認定等について規定することとし、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）等は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に関し必要な助言を行うこと等とした。（第二一条の一三～第二一条の一七関係）

3　募集新株予約権の機動的な発行

設立の日以後の期間が一五年未満の株式会社が、募集新株予約権（会社法第二三八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）の発行に関し、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二三九条第一項第一号の規定の適用については、同号に掲げる募集新株予約権の内容から同法第二三六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除くこと等とした。（第二一条の一九関係）

4　事業適応の円滑化

株式会社日本政策金融公庫が、指定金融機関（産業競争力強化法第二一条の二六第一項の規定により指定された指定金融機関をい

う。）に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務を追加すること等とした。（第二一条の二四第一項第一号及び第二一条の三五第二項関係）

5　特別事業再編計画の認定等

㈠　特別事業再編計画の認定等について規定することとし、中小企業投資育成株式会社は、認定特別事業再編事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置（産業競争力強化法第二四条の二第五項の措置を含む。）を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式等を引き受け、当該引受けに係る株式等を保有する事業を行うことができること等とした。（第二四条の二、第二四条の三、第三三条、第三四条第二号、第三五条第一項第三号及び第四六条の二関係）

㈡　情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者の依頼に応じて、工業所有権の保護及び利用に関し必要な助言を行うこと等とした。（第三四条の二及び第三五条第一項第二号関係）

6　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

株式会社産業革新投資機構は、経済事情等を考慮しつつ、令和三二年三月三一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこと等とした。（第一一〇条第二項及び第三項関係）

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

外国法人の定義を見直すとともに、投資事業有限責任組合契約の対象に、暗号資産の取得等を追加することとした。（第二条第一項並びに第三条第一項第一号、第二号、第六号の二、第八号及び第一一号並びに第二項関係）

三　独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正

情報・研修館は、中小企業者（特許法第一〇九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。）等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言等を行うことができることとした。（第一一条第六号、第七号及び第一〇号関係）

四　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付（革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。）等を行うことができることとした。（第一五条第三号の二及び第八号の二関係）

五　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第三条～第六条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第一三条関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（法律第四六号）（デジタル庁）

一　デジタル社会形成基本法の一部改正関係

1　デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として、情報システムで用いられ、又は公的基礎情報データベースを構成するデータを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保するために必要な措置が講じられなければならないこととした。（第三四条関係）

2　デジタル社会の形成に関する重点計画において定める事項として、データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を追加することとした。（第三九条第二項第一五号関係）

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正関係

1　目的

国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策について定めることを追加することとした。（第一条関係）

2　情報システム整備計画

情報システム整備計画において定める事項として、データの品質の確保に関する事項を追加することとした。（第四条第二項第五号ロ関係）

3　特定法人事項変更届出に関する特例

㈠　特定法人事項変更登記情報（法人の名称その他の当該法人に係る登記事項（以下「特定法人事項」という。）の変更の登記があった場合における当該変更の登記に係る情報をいう。以下同じ。）を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出（他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないこととされている届出であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の対象法人の法人番号等を通知して、これの提供を求めるものとし、法務大臣は、特定法人事項の変更の登記があったときは、当該求めを受けた日の翌日までに、当該行政機関等に対して特定法人事項変更登記情報を提供することとした。（第一三条第一項及び第二項関係）

㈡　特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、行政機関等が㈠による提供を受けた場合には、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出の対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす（当該変更について既に特定法人事項変更届出が行われている場合を除く。）こととした。（第一四条第一項関係）

4　公的基礎情報データベース整備改善計画

㈠　政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであって、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（以下「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならないこととした。（第一九条関係）

㈡　国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

㈢　国の行政機関等は、国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあっては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあっては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができることとした。（第二〇条第二項関係）

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　個人番号カードの記載事項・本人確認の措置

個人番号カードの記載事項から性別を削除するとともに、個人番号利用事務等実施者が行う本人確認の措置について、性別に係る情報を利用している個人番号利用事務等の処理に関し個人番号の提供を受ける場合において、個人番号カードの提示を受けるときは、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を電磁的方法により確認しなければならないこととした。（第二条第七項及び第一六条ただし書関係）

2　カード代替電磁的記録

㈠　「カード代替電磁的記録」とは、個人番号カードの記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構が電子署名を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいうこととするとともに、個人番号利用事務等実施者が行う本人確認の措置として、個人番号を提供する者からカード代替電磁的記録の送信を受けて確認を行うことを追加することとした。（第二条第八項及び第一六条第二号関係）

㈡　個人番号カードの交付を受けている者（個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限る。）は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができることとした。（第一八条の二第一項関係）

㈢　カード代替電磁的記録の発行を受けた者は、自己に係るカード代替電磁的記録を提供するときは、内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならないこととするとともに、カード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認について、内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いて行うこととした。（第一八条の二第六項及び第七項、第一八条の三並びに第一八条の四関係）

㈣　基本理念、地方公共団体情報システム機構が徴収する手数料、地方公共団体情報システム機構の中期目標及び罰則について、必要な見直しを行うこととした。（第三条、第一八条の五第一項、第三八条の八第一項及び第五五条関係）

3　総理大臣の支援

内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととした。（第六条の二関係）

四　独立行政法人国立印刷局法の一部改正関係

1　独立行政法人国立印刷局の目的

公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るため、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うことを追加することとした。（第三条第二項関係）

2　独立行政法人国立印刷局の行う業務の追加

㈠　国の行政機関等の委託を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこととした。（第一一条第一項第五号関係）

㈡　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二〇条第二項の規定による協力を行うこととした。（第一一条第一項第六号関係）

3　独立行政法人国立印刷局の主務大臣の追加

第一一条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、財務大臣及び内閣総理大臣を主務大臣とすることとした。（第二一条第一項第二号関係）

五　情報処理の促進に関する法律の一部改正関係

1　独立行政法人情報処理推進機構の行う業務の追加

㈠　行政機関等及び特定公共分野の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うこととした。（第五一条第一項第九号関係）

㈡　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二〇条第二項の規定による協力を行うこととした。（第五一条第一項第一六号関係）

2　独立行政法人情報処理推進機構の主務大臣の追加

第五一条第一項第五号、第八号、第九号及び第一六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣を主務大臣とすることとした。（第五七条第一項第二号関係）

六　この法律は、一部を除いて公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

（政令第二〇五号）（農林水産省）

1　漁業施設共済の共済目的とする養殖施設として、のり等養殖業のうちのりの養殖業に供用するくい打ち式養殖施設を加えることとした。（第一九条関係）

2　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。

法律

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十五号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定新事業開拓投資事業」を削り、「第三款　研究開発施設等の活用（第二十一条の十二―第二十一条の十七）」を「第三款　特定新需要開拓事業活動の促進（第二十一条の十二―第二十一条の十七）」に、「第二十一条の十三―第二十一条の二十八」を「第二十一条の二十―第二十一条の三十五」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第二条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同条第九項中「投資事業有限責任組合」の下に「（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　この法律において「特定新需要開拓事業活動」とは、事業者が大学等（大学その他の研究機関であって経済産業省令で定めるものをいう。）と共同で行う研究開発と一体的に行う事業活動であって、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する産業標準化をいう。第二十一条の十七において同じ。）をすることが必要であるもの、国際標準化（同法第二条第二項に規定する国際標準化をいう。第二十一条の十三第三項第三号及び第二十一条の十七において同じ。）をすることが必要であるもの、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。第二十一条の十七並びに第百一条第一項第十号及び第十一号において同じ。）の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものをいう。

第二条第十二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第十三項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条第十四項を次のように改める。

14　この法律において「産業競争力基盤強化商品」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する半導体、自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）、鉄鋼、基礎化学品（化学製品の原材料である化学品（化石燃料に由来するものを除く。）をいう。）、燃料その他事業適応（第十二項第二号に該当するものに限る。）に資する商品として政令で定める商品であって、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。

第二条第十七項第一号ワ中「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同条中第三十五項を第三十七項とし、第二十三項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げ、第二十二項を第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　この法律において「中堅企業者」とは、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）をいう。

第二条中第二十一項を第二十二項とし、第十八項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、第十七項の次に次の一項を加える。

18　この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、中小企業者（常時使用する従業員の数が二千人以下のものに限る。）又は中堅企業者であって、他の事業者（当該中小企業者又は当該中堅企業者の関係事業者及び外国関係法人を除く。以下この項、第二十四条の二及び第二十四条の三第二項において同じ。）の経営の支配又は経営資源の取得（主務省令で定める要件を満たすものに限る。第二十四条の二第三項第四号及び第六項第三号において同じ。）を行ったことがあるものが、当該他の事業者以外の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として、次に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行うものをいう。

一　吸収合併

二　吸収分割

三　株式交換

四　株式交付（他の会社（関係事業者を除く。第六号において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

五　事業又は資産の譲受け

六　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

第三章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

第十五条の見出し中「特定新事業開拓投資事業」を削り、同条第一項中「次項第三号」を「次項第二号」に改め、「、特定新事業開拓投資事業」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十六条及び第十七条を削り、第十七条の二を第十六条とし、第十七条の三を第十七条とする。

第十七条の四第一項中「新たに」を「同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに」に改め、「新株予約権」の下に「（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」を加え、「同条第一項第三号」を「同法第三条第一項第三号」に改め、「。第三十三条第一項において同じ」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）」を加え、同条第二項中「第十七条の四第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十八条の見出し中「特定新事業開拓投資事業及び」を削り、同条中「特定新事業開拓投資事業及び」及び「認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従って特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金及び」を削る。

第二十一条の二十八に次の一項を加える。

2　認定事業適応計画に従って実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応（当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であって、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者が、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三章第一節の二中第二十一条の二十八を第二十一条の三十五とする。

第二十一条の二十七中「第二十一条の二十五第三項」を「第二十一条の三十二第三項」に改め、同条を第二十一条の三十四とする。

第二十一条の二十六第一項中「第二十一条の十九第四項各号」を「第二十一条の二十六第四項各号」に改め、同条を第二十一条の三十三とし、第二十一条の二十五を第二十一条の三十二とし、第二十一条の二十から第二十一条の二十四までを七条ずつ繰り下げる。

第二十一条の十九第二項中「第二十一条の二十一」を「第二十一条の二十八」に改め、同条第四項第二号及び第三号ロ中「第二十一条の二十六第一項」を「第二十一条の三十三第一項」に改め、同条を第二十一条の二十六とする。

第二十一条の十八第一項中「第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハ」を「第二十一条の二十第二項第一号ハ及び第二号ハ」に改め、同条を第二十一条の二十五とする。

第二十一条の十七第一項第一号中「又は需要開拓商品生産設備の導入」を「の導入又は産業競争力基盤強化商品の生産及び販売」に、「第二十一条の十九第一項」を「第二十一条の二十六第一項」に改め、同条第二項の表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第二十一条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第二項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「第二十一条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第一項」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第二十一条の十七第二項」を「第二十一条の二十四第二項」に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第二十一条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第一項」に改め、同条を第二十一条の二十四とし、第二十一条の十六を第二十一条の二十三とし、第二十一条の十五を第二十一条の二十二とし、第二十一条の十四を第二十一条の二十一とする。

第二十一条の十三第一項中「、第二号ハ及び第三号ハ」を「及び第二号ハ」に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号中「第二条第十二項第二号」を「第二条第十二項第一号」に、「第二十一条の二十八」を「第二十一条の三十五第一項」に改め、同号ハ中「公庫」を「株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）」に改め、「指定金融機関」の下に「（第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。次号ハ並びに第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二条第十二項第三号」を「第二条第十二項第二号」に、「及び第二十一条の十七第一項第二号」を「、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五第二項」に改め、同号ロ中「及び需要開拓商品生産設備の導入」を「の導入並びに産業競争力基盤強化商品の生産及び販売」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第二十一条の二十とする。

第三章第一節第三款中第二十一条の十二を第二十一条の十八とし、同款を同節第四款とし、同款の次に次の一款を加える。

第五款　募集新株予約権の機動的な発行

第二十一条の十九　設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社（次項及び第三項において単に「株式会社」という。）について、募集新株予約権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条、第八十三条第一項及び第百六十条第一号において同じ。）の発行に関し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二百三十九条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「募集新株予約権の内容」とあるのは「募集新株予約権の内容（第二百三十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）」と、同条第四項中「種類株式発行会社」とあるのは「種類株式を発行している産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十九第一項の確認を受けた株式会社」とする。この場合において、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2　株式会社は、前項の規定により読み替えて適用する会社法（以下この条において「読替え後の会社法」という。）第二百三十九条第一項の決議があった場合には、その後株主となろうとする者その他の経済産業省令・法務省令で定める者に対し、当該決議があった旨を経済産業省令・法務省令で定めるところにより通知し、又は通知に準ずるものとして経済産業省令・法務省令で定める措置を講じなければならない。

3　読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会。次項前段において同じ。）が募集新株予約権の募集事項（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）を定めたときは、株式会社は、その募集新株予約権を割り当てる日（次項第四号において「割当日」という。）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

4　読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役がその募集事項を決定しようとする募集新株予約権について、同項第二号に規定する場合に金銭の払込みを要しないこととすること又は同項第三号に規定する場合の払込金額（会社法第二百三十八条第一項第三号に規定する払込金額をいう。）が、当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるときは、会社法第三百九条第二項の規定による株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、取締役は、当該株主総会において、当該条件又は金額で当該募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

一　当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

二　当該募集新株予約権を行使することができる期間

三　当該募集新株予約権の数の上限

四　当該募集新株予約権の割当日を当該決議の日から一年以内とする旨

5　前項の規定は、読替え後の会社法第二百三十九条第四項の種類株主総会の決議があった場合について準用する。この場合において、前項中「第二百三十九条第一項の決議」とあるのは「第二百三十九条第一項の決議及び同条第四項の種類株主総会の決議」と、「同項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「第三百九条第二項の規定による株主総会の決議」とあるのは「第三百二十四条第二項の規定による種類株主総会の決議」と、「当該株主総会」とあるのは「当該種類株主総会」と読み替えるものとする。

第三章第一節第二款の次に次の一款を加える。

第三款　特定新需要開拓事業活動の促進

（特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針）

第二十一条の十二　経済産業大臣は、特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針（以下この条及び次条第三項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2　実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　特定新需要開拓事業活動の実施方法に関する事項

二　特定新需要開拓事業活動の実施体制の整備に関する事項

三　その他特定新需要開拓事業活動に関する重要事項

3　経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4　経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5　経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（特定新需要開拓事業活動計画の認定）

第二十一条の十三　特定新需要開拓事業活動を実施しようとする者（特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定新需要開拓事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第百四十七条第一項第六号において「特定新需要開拓事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　特定新需要開拓事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定新需要開拓事業活動を実施する者に関する事項

二　特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

三　特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定新需要開拓事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　実施指針に照らし適切なものであること。

二　当該特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該特定新需要開拓事業活動計画に係る事業の属する事業分野が、国際標準（産業標準化法第二条第二項に規定する国際標準をいう。）の活用により新たな需要の開拓を行うことが必要と認められる分野である場合にあっては、当該特定新需要開拓事業活動計画に国際標準化に関する方針が含まれるものであること。

4　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画の内容を公表するものとする。

（特定新需要開拓事業活動計画の変更等）

第二十一条の十四　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定特定新需要開拓事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動実施者が当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定新需要開拓事業活動計画」という。）に従って特定新需要開拓事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定新需要開拓事業活動実施者に対して、当該認定特定新需要開拓事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務）

第二十一条の十五　独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動計画に従って行われる特定新需要開拓事業活動をいう。次条において同じ。）の実施に関し必要な助言を行う。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務）

第二十一条の十六　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に関し必要な助言を行う。

（調査等）

第二十一条の十七　政府は、事業者による特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第二十二条第一項中「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同条第二項第二号中「事項」の下に「次号に掲げる事項を除く。」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「導入を」の下に「行い、又は特別事業再編のための措置を」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特別事業再編の実施方法に関する事項

第二十三条第五項第四号中「いう。」の下に「以下この号、第二十四条の二第六項第五号及び」を加える。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（特別事業再編計画の認定）

第二十四条の二　事業者は、その実施しようとする特別事業再編に関する計画（以下「特別事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　特別事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特別事業再編の目標

二　特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三　特別事業再編の内容及び実施時期

四　他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績に関する事項

五　特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六　特別事業再編に伴う労務に関する事項

4　特別事業再編計画には、特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5　特別事業再編計画には、認定を受けようとする事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が、第二条第十八項第三号、第四号又は第六号に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行った後に、更に次に掲げる措置（当該変更に係る措置の相手方である他の事業者を相手方とするものに限る。）を行う場合には、当該措置に関する計画を含めることができる。

一　吸収合併

二　吸収分割

三　吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

四　事業又は資産の譲受け又は譲渡

6　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　実施指針に照らし適切なものであること。

二　当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　特別事業再編を実施する者が、過去五年以内において、他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行っていること。

四　当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

五　当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

六　従業員の地位を不当に害するものでないこと。

七　次のイ及びロに適合するものであること。

イ　内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

7　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

（特別事業再編計画の変更等）

第二十四条の三　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特別事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定特別事業再編事業者又は特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る特別事業再編計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特別事業再編計画」という。）に従って特別事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定特別事業再編計画が前条第六項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特別事業再編事業者に対して、当該認定特別事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二十五条第一項中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「する場合」の下に「又は特別事業再編計画について第二十四条の二第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合」を、「の措置」の下に「又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置」を加え、同条第三項中「事業再編計画」の下に「又は特別事業再編計画」を、「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条の二第一項」を加える。

第二十六条第一項中「認定事業再編計画」の下に「又は認定特別事業再編計画（以下この節において「認定計画」という。）」を加え、「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改める。

第二十八条第一項中「の特定関係事業者（」を「又は認定特別事業再編事業者（以下この節において「認定事業者」という。）の特定関係事業者（」に、「当該認定事業再編事業者」を「当該認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「他の認定事業再編事業者」を「他の認定事業者」に、「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「規定する認定事業再編事業者」を「規定する認定事業者」に改め、同条第二項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第四項の表第八十条の項中「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条の二第一項」を、「第二十四条第一項」の下に「又は第二十四条の三第一項」を加え、同条第五項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第百五十一条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表第百七十九条第一項の項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改める。

第二十九条第一項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改める。

第三十条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第百九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「同条第二項」を「同法第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同表第二百一条第三項の項並びに同条第二項及び第三項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条第四項中「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条の二第一項」を、「第二十四条第一項」の下に「又は第二十四条の三第一項」を加える。

第三十一条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第四百五十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条第二項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改める。

第三十二条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十三条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定特別事業再編事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置（当該認定特別事業再編計画に第二十四条の二第五項の措置に関する事項の記載がある場合にあっては、当該措置を含む。次条第二号及び第三十五条第一項第三号において同じ。）を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（同法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）を引き受け、当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有する事業を行うことができる。

2　前項の規定により中小企業投資育成株式会社が行う事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号に掲げる事業とみなす。

第三十四条中「認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を行うために必要な」を「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）　認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うために必要な資金

二　認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（第三十五条第一項第三号及び第百四十一条第一項において「認定特別事業再編事業者等」という。）　認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うために必要な資金

第三十四条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務等）

第三十四条の二　独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者（中堅企業者であって、その成長発展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。次項並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）の依頼に応じて、工業所有権の保護及び利用に関し必要な助言を行う。

2　独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対して、その工業所有権の保護及び利用を図るために必要な助成を行うことができる。

第三十五条第一項中「認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものを除く。）が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるものを行うのに必要な資金

二　認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものに限る。）が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うのに必要な資金

三　認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金

第三十六条第一項中「第二十二条第二項第三号」を「第二十二条第二項第四号」に改める。

第三十七条第一項中「認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って認定事業再編関連措置を行うのに必要な」を「第三十五条第一項各号に掲げる」に改める。

第三章第二節に次の一条を加える。

（課税の特例）

第四十六条の二　認定特別事業再編計画に従って実施される特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編のために行う措置（第二条第十八項第六号に掲げる措置に限る。）として取得をした株式又は持分及び当該特別事業再編に伴う登記については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第七十六条中「第二条第二十四項」を「第二条第二十六項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十四項第二号」を「第二条第二十六項第二号」に改める。

第八十三条第一項中「同法第二百三十八条第一項に規定する」及び「同号において「募集新株予約権」という。）」を削る。

第百一条第一項第十号中「知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）」を削る。

第百七条第一項中「次項及び第三項並びに」を「以下この条及び」に改める。

第百十条第二項及び第三項中「令和十六年三月三十一日」を「令和三十二年三月三十一日」に改める。

第百十二条第一項中「第二条第二十七項」を「第二条第二十九項」に改める。

第百二十七条第三項第三号ニ中「第二条第三十項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に改める。

第百二十九条第一項中「第二条第二十九項第一号」を「第二条第三十一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二十九項第二号」を「第二条第三十一項第二号」に、「同条第二十九項第四号」を「同条第三十一項第四号」に改め、同条第三項及び第四項第一号イ中「第二条第二十九項第一号」を「第二条第三十一項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十九項第四号」を「第二条第三十一項第四号」に改める。

第百三十二条第一項及び第二項の表第三条第三項の項中「第二条第三十三項」を「第二条第三十五項」に改める。

第百四十一条第一項中「認定事業再編事業者等」の下に「若しくは認定特別事業再編事業者等」を、「認定事業再編計画」の下に「若しくは認定特別事業再編計画」を加え、「事業再編の」を「事業再編若しくは特別事業再編の」に改め、「、認定特定新事業開拓投資事業組合」を削り、「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者」の下に「、認定特定新需要開拓事業活動実施者」を加え、「、認定特定新事業開拓投資事業計画」を削り、「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」の下に「、認定特定新需要開拓事業活動計画」を加え、「、特定新事業開拓投資事業」を削り、「、革新的技術研究成果活用事業活動」の下に「、特定新需要開拓事業活動」を加える。

第百四十二条第一項中「認定事業再編事業者」の下に「又は認定特別事業再編事業者（以下この条及び第百四十六条において「認定再編事業者」という。）」を、「認定事業再編計画」の下に「又は認定特別事業再編計画」を加え、「事業再編を」を「事業再編又は特別事業再編を」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「認定事業再編事業者」を「認定再編事業者」に改める。

第百四十四条第一項中「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者」の下に「、認定特定新需要開拓事業活動実施者」を加え、「又は認定事業再編事業者」を「、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者」に改め、「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」の下に「、認定特定新需要開拓事業活動計画」を加え、「又は認定事業再編計画」を「、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第百四十五条第一項中「第二十一条の十九第一項」を「第二十一条の二十六第一項」に改める。

第百四十六条中「認定事業再編事業者」を「認定再編事業者」に改める。

第百四十七条第一項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　特別事業再編計画に関する事項　特別事業再編計画に係る事業を所管する大臣

第百四十七条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特定新需要開拓事業活動計画に関する事項　特定新需要開拓事業活動計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣

第百四十九条中「、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定」を削り、「第十七条の二第一項」を「第十六条第一項」に、「第二十一条の十五第一項」を「第二十一条の二十二第一項」に、「又は第二十三条第一項の事業再編計画」を「、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十四条の二第一項の特別事業再編計画」に改める。

第百五十六条第一号中「第二十一条の二十三」を「第二十一条の三十」に改め、同条第二号中「第二十一条の二十五第一項」を「第二十一条の三十二第一項」に改め、同条第三号中「又は第三項から第五項まで」を「、第三項又は第四項」に改める。

第百五十九条中「第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第二項」を「第二十一条の二十五第二項、第二十一条の二十九第二項」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第二条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「外国法人」の下に「（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次条第一項第十一号において同じ。）」を加える。

第三条第一項第一号中「並びに」の下に「合同会社又は」を加え、同項第二号中「除く」の下に「。以下同じ」を、「又は」の下に「合同会社若しくは」を加え、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　事業者のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）の取得及び保有

第三条第一項第八号中「金銭債権」の下に「、暗号資産」を加え、同項第十一号中「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式、持分、新株予約権又は指定有価証券には、前条第一項の政令で定める者については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。

第八条第二項中「業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分」を「貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るもの」に改める。

第十七条第一号中「第三条第二項第一号」を「第三条第三項第一号」に改める。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正）

第三条　独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「―第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条・第十五条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第三条中「を行うとともに、」を「、中小企業者（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。）及び試験研究機関等（同法第百九条の二第三項に規定する試験研究機関等をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。）に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成並びに」に改める。

第十一条中第八号を第十一号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五及び第三十四条の二第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助成を行うこと。

第十一条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。

七　中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るため必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

第十五条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改め、第三章中同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第七号及び第十号の規定により情報・研修館が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の事業年度」と読み替えるものとする。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第四条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付（革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。）を行うこと。

第十五条中第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十六の規定による助言を行うこと。

第十八条中「第十五条第三号」の下に「、第三号の二」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中産業競争力強化法第百七条第一項並びに第百十条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六条の規定　公布の日

二　第一条中産業競争力強化法第十七条の四第一項の改正規定（「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）」を加える部分に限る。）及び第二条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特定新事業開拓投資事業計画に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にされた第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第十六条第一項の規定による特定新事業開拓投資事業計画（同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画をいう。以下この条において同じ。）の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧産競法第十六条第一項の認定を受けている特定新事業開拓投資事業計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画を含む。）に関する変更の認定、認定の取消し及び変更の指示並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3　前項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に従って実施される旧産競法第二条第七項に規定する特定新事業開拓投資事業については、旧産競法第十八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（事業適応計画に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にされた旧産競法第二十一条の十五第一項の規定による事業適応計画（同項に規定する事業適応計画をいい、旧産競法第二十一条の十三第二項第一号に規定する成長発展事業適応に係るもの及び同項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（旧産競法第二条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備の導入に係るものに限る。）に係るものに限る。次項において同じ。）の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧産競法第二十一条の十五第一項の認定を受けている事業適応計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた事業適応計画を含む。）に関する変更の認定、認定の取消し及び変更の指示、株式会社日本政策金融公庫の行う事業適応促進円滑化業務（旧産競法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。）、指定金融機関（旧産競法第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。）の行う事業適応促進業務（旧産競法第二十一条の十九第一項に規定する事業適応促進業務をいう。）並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正）

第七条　国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第二十一条の十二」を「第二十一条の十八」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の九の次に次の一条を加える。

（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る業務の特例）

第八条の十　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定（同法附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の産業競争力強化法第十八条の業務及びこれに附帯する業務を行う。

附則第十三条の五第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の六　機構は、附則第八条の十に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2　附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の九」を「第八条の十」に改め、同条の表第十七条第一項第三号の項及び第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の九」を「、第八条の九及び第八条の十」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の九」を「第八条の十」に改め、同表第二十一条第一項の項中「及び第八条の九」を「、第八条の九及び第八条の十」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の九」を「第八条の十」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十五条第一号ホ中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に改める。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第六十三条

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第六十一条

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第二十九項第二号」を「第二条第三十一項第二号」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第五十三条中「同条第一項中「」の下に「に同法」とあるのは「に新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号。以下この項において「産業競争力強化法改正法」という。）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この項において「旧産業競争力強化法」という。）」と、「産業競争力強化法」を加え、「第二条第七項」を「旧産業競争力強化法第二条第七項」と、「（産業競争力強化法」とあるのは「（旧産業競争力強化法」と、「変更の認定」とあるのは「変更の認定（産業競争力強化法改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法第十七条第一項の規定による変更の認定を含む。）」に改める。

第十三条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百一条第三十号中「第十四条」を「第十五条」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

（デジタル社会形成基本法の一部改正）

第一条　デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条・第三十九条」を「第三十九条・第四十条」に改める。

第二条中「第三十条」の下に「及び第三十四条」を加える。

第二十二条中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第三十一条中「第三十八条第二項第十二号」を「第三十四条及び第三十九条第二項第十二号」に改める。

第三十三条中「第三十八条第二項第十四号」を「第三十九条第二項第十四号」に改める。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第二項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

第三十八条を第三十九条とする。

第五章中第三十七条を第三十八条とする。

第四章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（データの品質の確保）

第三十四条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報システムで用いられ、又は公的基礎情報データベースを構成するデータ（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして記録された情報をいう。以下この条及び第三十九条第二項第十五号において同じ。）を正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保するために必要な措置が講じられなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第二条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　その他の施策（第十二条・第十三条）」を「第四節　特定法人事項変更届出に関する特例（第十二条―第十四条）　第五節　その他の施策（第十五条・第十六条）」に、「第十四条・第十五条」を「第十七条・第十八条」に、「第四章　国の公的情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十六条・第十七条）」を「第五章　国の公的情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十九条・第二十条）　第六章　雑則（第二十一条―第二十六条）」に改める。

第一条中「施策及び」を「施策、国の公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第四章において同じ。）の整備及び改善の推進に関する施策並びに」に改める。

第三条第八号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第二項第五号中「迅速に」を「迅速かつ的確に」に改め、「行うために」の下に「データ（電磁的記録として記録された情報をいう。以下同じ。）に関して」を加え、同号イ中「電磁的記録において用いられる」を「データに含まれる」に、「統一し、又はその」を「統一することその他の措置により、データの仕様を共通化し、又はデータの」に改め、「いう」の下に「。第十九条第二項第五号及び第二十条第二項において同じ」を加え、同号ロ中「機能又はデータ」を「データ又は機能」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　データの品質の確保（データを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保することをいう。第十九条第二項第四号において同じ。）

第五条第三項中「事務」の下に「について」を加える。

第二十一条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とし、同章を第五章とする。

第三章中第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

（公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等）

第十九条　政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであって、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならない。

2　公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　計画期間
二　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針
三　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期
四　国の公的基礎情報データベースを構成するデータに係るデータの品質の確保に関する事項
五　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項
六　その他国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する事項
3　内閣総理大臣は、公的基礎情報データベース整備改善計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公的基礎情報データベース整備改善計画を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、公的基礎情報データベース整備改善計画の変更について準用する。
（国の公的基礎情報データベースの整備及び改善等）
第二十条　国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。
2　国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあっては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあっては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。
3　国の行政機関等は、第一項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、これと併せて、当該国の公的基礎情報データベースを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。
4　国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が第一項及び前項の規定に基づき講ずる措置に準じて、その保有する公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する施策を講ずるよう努めなければならない。
5　国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章第四節中第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節　特定法人事項変更届出に関する特例

（定義）
第十二条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　特定法人事項　法人の名称その他の当該法人に係る登記事項であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。
二　特定法人事項変更登記情報　特定法人事項についての変更の登記があった場合における当該変更の登記に係る情報であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。
三　特定法人事項変更届出　他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないこととされている法人をいう。以下この節において同じ。）の法人番号その他主務省令・法務省令で定める事項を通知して、特定法人事項変更届出対象法人に係る特定法人事項変更登記情報の提供を求めるものとする。
2　前項の規定による求めを受けた法務大臣は、当該求めに係る特定法人事項変更届出対象法人について、当該求めを受けた日（以下この項において「請求日」という。）に特定法人事項についての変更の登記があったときは、当該請求日の翌日（当該日が休日である場合にあっては、当該日後の直近の休日でない日）までに、当該求めをした行政機関等に対して、当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報を提供するものとする。
3　特定法人事項変更登記情報に関する第一項の規定による求め及び前項の規定による提供は、行政機関等の使用に係る電子計算機及び法務大臣の使用に係る電子計算機が電気通信回線を通じて接続された情報交換システム（デジタル社会形成基本法第二十二条に規定する情報交換システムをいう。）を利用して行うものとする。
（特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合の特例）
第十四条　行政機関等が前条の規定による特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合における当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時において、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす。ただし、当該記録がされた時までに当該変更についての特定法人事項変更届出が行われていた場合その他主務省令・法務省令で定める場合は、この限りでない。
2　前項の規定にかかわらず、特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項変更届出対象法人が特定法人事項の変更があった日から起算して一定の期間が経過する日（以下この項において「届出期限日」という。）までに当該特定法人事項変更届出を行わなければならないことが定められている場合において、届出期限日（届出期限日が休日である場合にあっては、当該届出期限日前の直近の休日でない日）の前日までに特定法人事項についての変更の登記があったにもかかわらず、前条第三項の情報交換システムに係る障害その他の特定法人事項変更届出対象法人の責めに帰することができない事由により、届出期限日の翌日以降に当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることとなったときにおける当該他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更についての特定法人事項変更届出は、届出期限日までに行われたものとみなす。
3　行政機関等は、前二項の規定により特定法人事項変更届出が行われたものとみなされたときは、主務省令・法務省令で定めるところにより、直ちに、当該特定法人事項変更届出対象法人に対して、その旨を通知するものとする。
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第六条」を「第六条の二」に、「第十八条の二」を「第十八条の五」に改める。
第二条第七項中「次に掲げる事項」の下に「のうち第五号に掲げるもの以外のもの」を加え、「、第二号に」を「、次に」に、「を除く」を「のうち第二号及び第五号に掲げるもの以外のもの。以下この項において「カード記載事項」という」に、「これらの事項」を「カード記載事項及び同号

に掲げる事項並びに本人の写真（当該場合にあっては、カード記載事項及び同号に掲げる事項）」に、「第十八条」を「第十六条ただし書及び第十八条」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

８　この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第五号までに掲げる事項及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあっては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替記録事項」という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であって、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。）を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。

第三条第三項中「、個人番号カード」の下に「（カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第一章に次の一条を加える。

（特定個人情報の正確性の確保のための内閣総理大臣の支援）

第六条の二　内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第九条第三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。

第十六条中「当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める」を「次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該個人番号利用事務等において性別に係る情報を利用している個人番号利用事務等として主務省令で定めるものの処理に関し個人番号の提供を受ける場合において、第一号の措置をとるときは、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を電磁的方法により確認する措置をとらなければならない。

一　個人番号の提供をする者から個人番号カードの提示を受けること。

二　個人番号の提供をする者から第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けるとともに、当該カード代替電磁的記録について同条第七項の規定による確認を行うこと。

三　前二号に掲げるもののほか、個人番号の提供をする者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置

第十六条の二第八項中「第十八条の二第一項」を「第十八条の五第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十八条の二第三項」を「第十八条の五第三項」に改める。

第十八条の二の見出しを「（個人番号カードの発行等に関する手数料）」に改め、同条第一項中「事務」の下に「並びに第十八条の二第三項及び第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務（第三項において「カード代替電磁的記録発行事務」という。）」を加え、同条第三項中「手数料」の下に「（カード代替電磁的記録発行事務に関するものを除く。）」を加え、第三章中同条を第十八条の五とする。

第十八条の次に次の三条を加える。

（カード代替電磁的記録の発行等）

第十八条の二　個人番号カードの交付を受けている者（個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この条及び第三十八条の八第一項において「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。）の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限り、第三項又は第十一項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者を除く。）は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができる。

２　前項の申請は、当該申請を行う者（以下この項から第四項までにおいて「申請者」という。）が、主務省令で定めるところにより、前項の移動端末設備を使用して、機構に対し、当該申請者の個人番号カードに記録されたカード代替記録事項に係る電磁的記録を送信して行うものとする。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者符号をいう。次項において同じ。）を用いて電子署名を行わなければならない。

３　前項前段の規定による送信を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号をいう。）に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、主務省令で定めるところにより、当該申請に係るカード代替電磁的記録を発行し、これを当該申請者に係る第一項の移動端末設備に送信するものとする。

４　前項の規定による送信を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該送信に係るカード代替電磁的記録を第一項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

５　カード代替電磁的記録の有効期間は、三月以内で主務省令で定める期間（当該期間内に個人番号カードの有効期間が満了する者に係るものにあっては、当該満了の日までの期間）とする。

６　カード代替電磁的記録利用者（カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）は、自己に係るカード代替電磁的記録を次項の規定による確認を受けることができるものとして提供するときは、次条第一項の認定を受けたプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）を用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。

７　前項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認について、第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものとする。

８　カード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した第一項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときその他当該カード代替電磁的記録を失効させるべき場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

9　カード代替電磁的記録は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

一　第十七条第十項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カードが失効し、又は公的個人認証法第十五条第一項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カード用署名用電子証明書が失効したとき。

二　カード代替電磁的記録の有効期間が満了したとき。

三　機構が当該カード代替電磁的記録利用者から前項の規定による届出を受けたとき。

四　カード代替電磁的記録に記録された事項について、記録誤り又は記録漏れがあることが判明したとき。

五　前各号に定めるもののほか、主務省令で定める場合

10　機構は、前項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われたときは、主務省令で定めるところにより、直ちに、当該カード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備に対して、電気通信回線を通じてその旨の通知を送信する措置を講じなければならない。この場合において、機構は、当該移動端末設備が当該通知を受信したことを確認するまでの間、当該措置を継続しなければならない。

11　機構は、第九項第一号に掲げる事由に該当する場合を除き、同項第二号に掲げる事由その他主務省令で定める事由によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、速やかに、当該カード代替電磁的記録の発行を受けていた者に対して新たなカード代替電磁的記録を発行し、これをその者の第一項の移動端末設備に送信するものとする。

12　機構は、第三項若しくは前項の規定によりカード代替電磁的記録を発行した場合又は第九項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、主務省令で定めるところにより、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあっては、戸籍の附票）を備える市町村の長に対し、主務省令で定める事項を通知するものとする。

13　機構は、カード代替電磁的記録に関して、カード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理その他主務省令で定める事務を行うものとする。

14　前各項に定めるもののほか、第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行及び送信の手続その他カード代替電磁的記録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定）

第十八条の三　内閣総理大臣は、移動端末設備からカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムについて、当該プログラムを提供する者の申請により、次に掲げる基準を満たすものである旨の認定をすることができる。

一　カード代替電磁的記録を送信しようとする場合には、自動的に、電気通信回線に接続して当該移動端末設備に対して前条第十項前段の規定による通知（以下この号及び次号において「失効通知」という。）の送信が行われていないことの確認及び当該移動端末設備が受信すべき失効通知があった場合における当該失効通知の受信を行う機能を有するものであること。

二　当該移動端末設備が失効通知を受信した場合には、その旨の通知を機構に対して送信するとともに、当該失効通知に係るカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなる機能を有するものであること。

三　カード代替電磁的記録の送信を行うに当たり、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が当該送信を行うことを確認するための措置として主務省令で定めるものを行う機能を有するものであること。

四　その他主務省令で定める基準に適合するものであること。

2　内閣総理大臣は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3　内閣総理大臣は、前条第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行おうとするカード代替電磁的記録利用者が第一項の認定を受けたプログラムを容易に利用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、第一項の認定に関して必要な事項は、主務省令で定める。

（内閣総理大臣による確認用プログラムの提供等）

第十八条の四　内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が行う第十八条の二第七項の規定による確認の用に供するため、次に掲げる機能を有するプログラムをインターネットを利用する方法により公衆に提供するものとする。

一　当該送信が当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能

二　当該送信を受けたカード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能

三　その他主務省令で定める機能

2　内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が第十八条の二第七項の規定による確認を行うためのプログラム（前項の規定により提供されるプログラムを除く。）について、当該プログラムを提供する者の申請により、前項各号に掲げる機能を有するものである旨の認定をすることができる。

3　内閣総理大臣は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第二項の認定に関して必要な事項は、主務省令で定める。

第三十条第一項の表第九十八条第一項第一号の項及び第百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第三十八条の八第一項中「及び第十七条第三項」を「、第十七条第三項並びに第十八条の二第二項、第三項、第八項及び第十項から第十三項まで」に、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）」を「公的個人認証法」に改める。

第五十一条第一項及び第五十三条から第五十四条までの規定中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第五十五条中「交付」の下に「又はカード代替電磁的記録の発行」を加え、「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第五十五条の二中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第五十七条第一項中「掲げる」の下に「規定の」を加える。

別表四の項及び十の項中「以下」の下に「この表において」を加え、同表二十六の項中「（以下「社会福祉協議会」と総称する。）」を削り、同表二十七の項中「。以下同じ」を削り、同表三十七の項中「共済組合等（」を削り、「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合若しくは」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削り、同表五十二の項中「。以下同じ」を削り、同表六十七の項中「以下」の下に「この表において」を加え、同表七十八の三の項中「（昭和四十五年法律第九十号）」を削り、同表八十五の項中「（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）」を削り、同表九十五の項中「（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）」を削り、同表九十八の項中「以下」の下に「この表において」を加え、同表百五の項中「。以下同じ」を削り、同表百十二の項中「。以下「平成十三年法律第三十九号」という。」及び「。以下「平成二年法律第二十一号」という。」を削り、同表百二十五の項及び百二十九の項中「以下」の下に「この表において」を加える。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正）

第四条　独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「作成を行い、並びに」を「作成、」に、「普及を行う」を「普及並びに国の公的基礎情報データベース（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第十九条第一項に規定する国の公的基礎情報データ

ベースをいう。第十一条第一項第五号において同じ。）を構成するデータ（情報通信技術活用法第四条第二項第五号に規定するデータをいう。第十一条第一項第五号において同じ。）の加工、記録、保存及び提供を行う」に改める。

第十一条第一項第四号中「次号」を「第七号」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　国の行政機関等（情報通信技術活用法第三条第三号に掲げる国の行政機関等をいう。）の委託を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこと。

六　情報通信技術活用法第二十条第二項の規定による協力を行うこと。

第十三条及び第十四条中「第六号」を「第八号」に改める。

第二十条第一項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第七号」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（主務大臣等）

第二十一条　印刷局に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、財務大臣

二　第十一条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、財務大臣及び内閣総理大臣

三　第十一条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、財務大臣

２　印刷局に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第五条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項及び第三十四条中「第五十一条第一項第九号」を「第五十一条第一項第十号」に改める。

第五十一条第一項中第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十条第二項の規定による協力を行うこと。

第五十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に掲げる行政機関等をいう。）及び特定公共分野（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第三十九条第二項第十三号に規定する特定公共分野をいう。）の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。）に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うこと。

第五十七条を次のように改める。

（主務大臣等）

第五十七条　機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣

二　第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣

三　第五十一条第一項及び第二項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

２　機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定（デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。）並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定（「第六条」を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の改正規定　公布の日

二　第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定並びに次条の規定　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行の際現に発行されている個人番号カードの記載事項及び個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）が当該個人番号カードの提示を受けた場合における本人確認の措置については、なお従前の例による。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　独立行政法人国立印刷局のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の十第一項に規定する事業計画に係る同項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行の日の属する事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う準備行為）

第四条　財務大臣及び内閣総理大臣は、施行日前においても、独立行政法人通則法第六十七条（第三号に係る部分に限る。）の規定の例により、第四条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局法第二十一条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第三十五条の九第一項の規定による年度目標の策定又は変更について、財務大臣との協議を行うことができる。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　独立行政法人情報処理推進機構の施行日の属する事業年度の独立行政法人通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「その中期計画について情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行の日以後最初に前条第一項の変更の認可を受けた後遅滞なく、当該変更後の」とする。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第六条　経済産業大臣及び内閣総理大臣は、施行日前においても、独立行政法人通則法第二十九条第三項及び第六十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、第五条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律第五十七条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方税法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十一の二

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六条第十一項及び第四十条第十四項

三　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第三項第四号ハ

四　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条第一項

五　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の四第五項及び第八十二条の七第五項

六　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十六条の二第五項

七　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第五項及び第二十四条の五第五項

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第七十五条の三第五項及び第八十一条の二十四の二第五項並びに令和二年改正法第四条の規定による改正前の地方法人税法第十九条の二第五項

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第六号

二　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第六号

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第四号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正）

第十一条　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定中「外国人住民をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二条第八項中「第五号」を「第六号」に改め、「掲げる事項」の下に「（外国人住民にあっては、同項第二号に掲げる事項を除く。）」を加える。

附則第二条中「次条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用を受けた個人番号カードの交付を受けている者に対して発行した又は発行する番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の記録事項については、なお従前の例による。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十三条　デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「及び同条第十五項」を「、同条第八項に規定するカード代替電磁的記録及び同条第十六項」に改め、同項第十三号中「第四条第二項第五号ロ」を「第四条第二項第五号ハ」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十三条第三項の規定による情報交換システムの整備及び管理に関すること。

（復興庁設置法の一部改正）

第十四条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「第二十条」を「第二十五条」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第十五条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号中「通知並びに」を「通知」に改め、「管理」の下に「並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の発行及び管理」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

政令

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号中「かき養殖業又は」を「のり等養殖業のうちのりの養殖業又はかき養殖業若しくは」に改める。

附　則

この政令は、令和六年八月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

省令

○総務省令第六十号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第八号及び第十五号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月七日

総務大臣　松本　剛明

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第八号の総務省令で定める事務） **第八条**　［略］ 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還 二　入管法第十九条の八第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還 三　入管法第十九条の九第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還 四・五　［略］ 六　入管法第六十一条の七の二の規定による通知 七　［略］ 八　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の三第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取 九　［略］ （法別表第十五号の総務省令で定める事務） **第十五条**　［略］ 一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この条において「入管特例法」という。）第四条第三項の規定による同条第一項の許可の申請の受付、同条第四項の規定による審査若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付又は入管特例法第六条第一項の規定による特別永住許可書の受領若しくは引渡し 二　［略］ 三　平成二十一年入管法等改正法附則第二十八条第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第四項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し	（法別表第八号の総務省令で定める事務） **第八条**　［同上］ 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還 二　入管法第十九条の八第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還 三　入管法第十九条の九第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定による住居地の記載若しくは在留カードの返還 四・五　［同上］ 六　入管法第六十一条の八の二の規定による通知 七　［同上］ 八　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の六第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取 九　［同上］ （法別表第十五号の総務省令で定める事務） **第十五条**　［同上］ 一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この条において「入管特例法」という。）第四条第三項の規定による同条第一項の許可の申請の受付、同条第四項の規定による審査若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は入管特例法第六条第一項の規定による特別永住許可書の受領若しくは引渡し 二　［同上］ 三　平成二十一年入管法等改正法附則第二十八条第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は同条第四項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し

四～六　［略］

七　入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第三項の規定による住居地の記載（入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは特別永住者証明書の返還

八　平成二十一年入管法等改正法附則第三十条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第二項において準用する入管特例法第十条第三項の規定による住居地の記載若しくは特別永住者証明書の返還

九　［略］

十　入管特例法施行令第三条又は整備・経過措置政令第二十五条の規定による出入国在留管理庁長官への伝達

十一　入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記載

十二　入管特例法第十二条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十三　入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十四　入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の経由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の出入国在留管理庁長官への送付

十五　入管特例法施行令第五条の規定による資料の作成又は出入国在留管理庁長官への送付

十六　入管特例法第十六条第三項の規定により返納される特別永住者証明書の受領又は当該特別永住者証明書の出入国在留管理庁長官への送付

十七　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号。以下この条において「入管特例法施行規則」という。）第五条第一項の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付

十八　入管特例法施行規則附則第七条の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付

十九～二十一　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。

四～六　［同上］

七　入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第三項の規定による住居地の記載（入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは特別永住者証明書の返還

八　平成二十一年入管法等改正法附則第三十条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管特例法第十条第三項の規定による住居地の記載若しくは特別永住者証明書の返還

九　［同上］

十　入管特例法施行令第三条又は整備・経過措置政令第二十五条の規定による法務大臣への伝達

十一　入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記載

十二　入管特例法第十二条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十三　入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十四　入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の経由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の法務大臣への送付

十五　入管特例法施行令第五条の規定による資料の作成又は法務大臣への送付

十六　入管特例法第十六条第三項の規定により返納される特別永住者証明書の受領又は当該特別永住者証明書の法務大臣への送付

十七　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号。以下この条において「入管特例法施行規則」という。）第五条第一項の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の法務大臣への送付

十八　入管特例法施行規則附則第七条の規定による申出の受付、その申出の形式の確認又はその申出書類の法務大臣への送付

十九～二十一　［同上］

○**厚生労働省令第九十六号**

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月七日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（外国人雇用状況の届出事項等） **第十条**　法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては第一号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで及び第五号から第十号までに掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　在留資格を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法第四十四条の五第一項又は第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて報酬を受ける活動を行うもの（以下「報酬活動許可者」という。）にあつては、同法第四十四条の二第七項に規定する被監理者（次条第五項第一号において「被監理者」という。）又は同法第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人（次条第五項第二号において「仮滞在許可者」という。）のいずれに該当するかの別 九～十一　（略） 2　新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）であり、当該外国人が報酬活動許可者でない場合にあつては、法第二十八条第一項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（出入国管理及び難民認定法第二条の二第三項前段に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号から第七号までに掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間並びに前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。	（外国人雇用状況の届出事項等） **第十条**　法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる事項とする。 一～七　（略） （新設） 八～十　（略） 2　新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である場合には、法第二十八条第一項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（出入国管理及び難民認定法第二条の二第三項前段に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号から第七号までに掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第一項の届出と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間並びに前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。 （新設）
3　新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第三号まで、第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事項とし、外国人雇用状況届出は、外国人雇用状況届出書（様式第三号）により行うものとする。 （外国人雇用状況の届出事項の確認） **第十一条**　（略） 2～4　（略） 5　外国人雇用状況届出に係る外国人が報酬活動許可者である場合にあつては、事業主は、前条第一項第八号に掲げる事項を、次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、確認しなければならない。 一　被監理者である報酬活動許可者　出入国管理及び難民認定法第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定通知書 二　仮滞在許可者である報酬活動許可者　出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書	3　新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる事項とし、外国人雇用状況届出は、外国人雇用状況届出書（様式第三号）により行うものとする。 （外国人雇用状況の届出事項の確認） **第十一条**　（略） 2～4　（略） （新設）

様式第三を次のように改める。

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇　入　れ
離　職　に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）			
①外国人の氏名 （ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 （期限） （西暦）	年　月　日 まで
④①の者の生年月日 （西暦）	年　月　日	⑤①の者の性別	１男 ・ ２女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	１有 ・ ２無
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）			

雇入れ年月日 （西暦）	年　月　日	離職年月日 （西暦）	年　月　日
	年　月　日		年　月　日
	年　月　日		年　月　日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第4項の規定により上記のとおり届けます。

年　月　日

事業主	事業所の名称、 所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所　雇用保険適用事業所番号 □□□□－□□□□□□－□ ①の者が主として左記以外の事業所で就労する場合 □ （名称） （所在地） TEL 主たる事務所 （名称） （所在地） TEL
	氏名	

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名

公共職業安定所長　殿

様式第３号（裏面）

注意

1　雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

(1)　表面標題中「離職」の文字を抹消すること。

(2)　①欄には、外国人の氏名をローマ字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。

(3)　②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。その際、②欄には、①の者が特定技能の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について指定する特定産業分野を、①の者が特定活動の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について特に指定する活動を、該当事項に加えて括弧書で記載すること（「特定技能１号（介護）」、「特定活動（ワーキングホリデー）」等）。なお、①の者が「監理措置の決定」（出入国管理及び難民認定法第44条の２第１項の決定）を受けた者である場合には「被監理者」と、①の者が「仮滞在許可」（同法第61条の２の４第１項の許可）を受けた者である場合には「仮滞在許可者」と記載すること。この場合、③欄及び⑧欄は記載不要であること。

(4)　⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。

(5)　⑦欄には、①の者が資格外活動の許可（同法第19条第２項の許可）を受けるべき者（「留学」の在留資格の者等）である場合又は報酬を受ける活動の許可（同法第　44　条の５第１項又は同法第61条の２の７第２項の許可）を受けるべき者である場合に、これらの許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。

(6)　⑧欄には、①の者が在留カードを所持する者である場合に、①の者の在留カードの番号（※）を記載すること。

※在留カードの右上に記載されている英字２桁＋数字８桁＋英字２桁。

(7)　表面中部に雇入れ年月日を記載すること。

2　離職に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

(1)　表面標題中「雇入れ」の文字を抹消すること。

(2)　①～⑥、⑧欄について、１と同様とすること。

(3)　⑦欄は記載不要であること。

(4)　表面中部に離職年月日を記載すること。

3　雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

(1)　①～⑧欄について、１と同様とすること。

(2)　表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。

(3)　その他１及び２に従うこと。

4　同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。

5　この様式は、届出の対象となる外国人１人につき１枚を使用すること。

6　表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑧欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書、監理措置決定通知書又は仮滞在許可書により確認し、記載すること。なお、特定技能の在留資格をもって在留する者については法務大臣が指定する特定産業分野を、特定活動の在留資格をもって在留する者については法務大臣が特に指定する活動を、指定書により確認し、記載すること。

7　事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号並びに事業主が法人の場合は、法人の名称、その主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。また、①の者が派遣労働者又は請負労働者として主として他の事業所で就労する場合は□にチェックすること。

8　氏名欄には、事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）を記載すること。

9　雇入れに係る届出にあっては、雇い入れた日の翌月の末日までに、離職に係る届出にあっては、離職した日の翌月の末日までに届け出ること。なお、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合の届出期限と異なるので注意すること。

10　外国人雇用状況の届出については、電子届出による手続も可能であること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。